

意見書案第 14 号

健康保険法等の一部を改正する一括法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

健康保険法等の一部を改正する一括法の廃止を求める意見書

去る令和 8 年 5 月 29 日に成立した健康保険法等の一部を改正する一括法は、日本の公的医療保険の大原則を覆し兼ねない重大問題を含んでいる。

一つには、療養の一部を保険から外す一部保険外療養を創設することである。一部保険外療養は、有効性・安全性が確認されたものであっても、保険外の自己負担を求められるようにするもので、OTC 類似薬 77 成分、1,100 品目を保険給付から外し、4 分の 1 の追加負担を求めるとした。これにより現役世代の場合、3 割だった薬剤費の自己負担が現在の約 1.5 倍の増となる。低所得者を中心に、費用負担の重さから受診間隔を必要以上に空けたり薬を節約したりするなど、必要な医療を妨げ、国民の健康を犠牲にするものである。そして来年度中に、保険からの除外割合や対象成分の拡大の検討が既定路線になっていることも重大な問題である。

さらに問題なのは一部保険外療養について、OTC 類似薬に留まらない無限定規定となっていることである。対象となる療養が、薬以外の診療、処置、入院、手術などが排除されない規定に、また一部保険外と言いながら一連の療養から一部の療養を取り出して、それを全額保険給付から外すこともできる規定になっている。

しかも厚生労働省が給付する必要性が低いと判断しさえすれば、保険外しの対象や金額は、国会に諮らずに決定することができる。これでは必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保するという国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない。国民に大きな犠牲を強いるのに、国民の代表機関である国会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。

二つには、協会けんぽの準備金増加を理由として、2015 年度から実施されている国庫補助の特例減額に時限的措置を設け、3 年間に限ってさらに毎年 500 億円を削ることになっていることである。協会けんぽの財政再建のために保険料率を引き上げてきた経過に照らしても、積み上がっている準備金は保険料率の引下げにこそ使うべきである。

なお高額療養制度で、長期療養者の家計への影響を考慮すると規定しているが、そもそも患者団体などの強い批判を浴びながら、月額負担上限額の引上げを 8 月から強行しようとしていることは到底許されない。

よって、国及び政府においては、健康保険法等の一部を改正する一括法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 あて